

# 第1回建設交通部インフラ長寿命化計画策定委員会 会議次第

平成26年11月11日(火)  
時間：午前 9時30分から  
午前12時00分まで  
場所：京都平安ホテル  
「平安の間」

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 議 事

- (1) 建設交通部インフラ長寿命化計画策定委員会について 資料1
- (2) インフラ長寿命化計画の策定について 資料2
- (3) 建設交通部インフラ長寿命化行動計画(案)について
  - ・ 基本方針 資料3
  - ・ 計画の範囲 資料4
  - ・ 対象施設の現状と課題 } 資料5
  - ・ 取組の方向
- (4) その他

## 4 閉 会

## 建設交通部インフラ長寿命計画策定委員会について

## 建設交通部インフラ長寿命化計画策定委員会設置要領

### (趣旨)

第1条 建設交通部が所管する施設を対象にインフラ長寿命化計画（行動計画）（以下「行動計画」という。）を策定するに当たり、学識経験者等から意見を聴くため、建設交通部インフラ長寿命化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (委員)

第2条 委員会の委員は、学識経験を有する者、その他適当と認められる者の中から別表に掲げる者をもって構成する。

2 委員の任期は、平成27年10月31日までの期間とする。

3 委員会に委員長を置く。

4 委員長は、委員会の議事を運営する。

5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (委員会の招集)

第4条 委員会は、指導検査課長が必要に応じ、これを招集する。

### (委員の役割)

第5条 委員は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

(1) 行動計画策定に関する事項

(2) 前号に掲げる事項のほか、公共施設の老朽化対策に関し、必要と認められる事項

### (委員の責務)

第6条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。

2 委員は、委員会で知り得た情報を公表してはならない。ただし、指導検査課長が公表した情報については、この限りではない。

### (委員以外の者の出席)

第7条 指導検査課長は、委員会において、必要があると認めたときは、委員以外の学識経験者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

1 この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

(別表)

氏 名	現 職
浦尾 たか子	京南倉庫株式会社 常務取締役
岸田 潔	京都大学大学院 准教授
小林 潔司	京都大学経営管理大学院 経営研究センター長・教授
鈴木 克彦	京都工芸繊維大学大学院 教授
武田 字浦	明石工業高等専門学校 准教授
田中 茂信	京都大学防災研究所 教授
玉田 和也	舞鶴工業高等専門学校 教授
中村 久美	京都ノートルダム女子大学 教授
古川 愛子	京都大学大学院 准教授

(敬称略、五十音順)

# 委員会運営方針

## 【委員会設置趣旨】

建設交通部インフラ長寿命化計画（行動計画）は、道路、河川、海岸、港湾、砂防、住宅、公園等、多岐にわたる建設交通部所管施設全体について、戦略的な維持管理方針を立案し、計画的な点検と補修の実施による適切な予防保全により、施設を最適な投資で適切に管理することを目的とし、本委員会では、各分野の委員に専門的立場から助言をいただき、計画策定を進める。

## 【スケジュール及び検討内容】

### ■第1回（11/11）

- 委員会の進め方について
  - 代表施設における現状と課題について
  - 〃           取組の方向性について
- <議論のポイント>
- 委員会での検討内容、スケジュール
  - 行動計画策定の背景及び基本方針
  - 代表施設における現状・課題の整理
  - 取組の方向性検討

### ■第2回（1月下旬）

- 代表施設における取組の方向性及び個別施設計画策定方針について
  - 技術力の確保や市町村支援について
  - 地域特性を考慮した維持管理について
- <議論ポイント>
- 代表施設における取組の方向性
  - 個別施設計画の策定方針
  - 職員の技術力向上、技術者の少ない市町村への支援方策等
  - 地域の特性を考慮した維持管理方針

### ■第3回（3月下旬）

- 中長期的な維持管理・更新等のコスト見通しについて
  - 全体とりまとめ
- <ポイント>
- 中長期的な維持管理・更新等の概算コスト
  - 行動計画全体の方向性の整理

【建設交通部インフラ長寿命化計画 目次(案)】	第1回	第2回	第3回
I 基本方針.	■■■■■■■■■■		
1 はじめに	■■■■■■■■■■		
2 計画目標	■■■■■■■■■■		
(1) 施設老朽化に起因する災害・事故の根絶	■■■■■■■■■■		
(2) 維持管理・更新等に係るトータルコストの削減と予算の平準化	■■■■■■■■■■		
(3) インフラメンテナンス体制の強化	■■■■■■■■■■		
3 基本方針	■■■■■■■■■■		
(1) メンテナンスサイクルの確立	■■■■■■■■■■		
(2) 中長期的視点に立ったコスト管理	■■■■■■■■■■		
(3) メンテナンスサイクル確立のための体制整備	■■■■■■■■■■		
II 計画の範囲 .	■■■■■■■■■■		
1 対象施設	■■■■■■■■■■		
2 計画期間	■■■■■■■■■■		
III 対象施設の現状と課題	■■■■■■■■■■		
1 各施設の現状	■■■■■■■■■■		
2 各施設の課題	■■■■■■■■■■		
IV 取組の方向性	■■■■■■■■■■		
1 各施設の取組の方向性	■■■■■■■■■■		
2 個別施設計画の策定		■■■■■■■■■■	
(1) 対象施設の管理方針		■■■■■■■■■■	
(2) 計画策定の推進と充実		■■■■■■■■■■	
3 体制の構築		■■■■■■■■■■	
(1) 管理者の技術力の確保		■■■■■■■■■■	
(2) 管理者間の連携		■■■■■■■■■■	
(3) 担い手の確保		■■■■■■■■■■	
V 中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し			■■■■
1 現在の予算状況			■■■■
2 コストの推計方法			■■■■
3 推計の結果			■■■■
VI 各地域の特性を考慮した維持管理		■■■■■■■■■■	
1 地域特性を考慮した維持管理		■■■■■■■■■■	
(1) 京都地区		■■■■■■■■■■	
(2) 山城地区		■■■■■■■■■■	
(3) 南丹地区		■■■■■■■■■■	
(4) 中丹地区		■■■■■■■■■■	
(5) 丹後地区		■■■■■■■■■■	
VII フォローアップ計画			■■■■

## インフラ長寿命化計画の策定について

# インフラ長寿命化基本計画等の体系(イメージ)

## インフラ長寿命化基本計画

策定主体：国

対象施設：全てのインフラ

### 1. 目指すべき姿

- 安全で強靱なインフラシステムの構築
- 総合的・一体的なインフラマネジメントの実現
- メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化

### 2. 基本的な考え方

- インフラ機能の確実かつ効率的な確保
- メンテナンス産業の育成
- 多様な施策・主体との連携

### 3. 計画の策定内容

#### ○インフラ長寿命化計画(行動計画)

- 計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組の方針
- 対象施設の現状と課題/維持管理・更新コストの見直し/必要施策に係る取組の方向性等

#### ○個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)

- 施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画
- 対策の優先順位の考え方/個別施設の状態等/対策内容と時期/対策費用等

### 4. 必要施策の方向性

点検・診断	定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握等
修繕・更新	優先順位に基づく効率的かつ効果的な修繕・更新の実施等
基準類の整備	施設の特性を踏まえたマニュアル等の整備、新たな知見の反映等
情報基盤の整備と活用	電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用等
新技術の開発・導入	ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用等
予算管理	新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減、平準化等
体制の構築	[国]資格・研修制度の充実 [地方]維持管理部門への人員の適正配置 [民間企業]入札契約制度の改善等
法令等の整備	基準類の体系的な整備等

### 5. その他

- 戦略的なインフラの維持管理・更新に向けた産学官の役割の明示
- 計画のフォローアップの実施

安全性や経済性等の観点から必要性が認められる施設

H26

## 行動計画

策定主体：各インフラを管理・所管する者  
対象施設：安全性等を鑑み、策定主体が設定

### 1. 対象施設

- 自らが管理・所管する施設のうち、安全性、経済性や重要性の観点から、計画的な取組を実施する必要性が認められる施設を策定者が設定

### 2. 計画期間

- 「4. 中長期的な維持管理・更新等のコストの見直し」を踏まえつつ、「5. 必要施策の取組の方向性」で明確化する事項の実施に要する期間を考慮して設定
- 取組の進捗状況、情報や知見の蓄積状況等を踏まえ、計画を更新し取組を継続・発展

### 3. 対象施設の現状と課題

- 維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえ、課題を整理

### 4. 中長期的な維持管理・更新等のコストの見直し

- 把握可能な情報に基づき、中長期的なコストの見直しを明示

### 5. 必要施策に係る取組の方向性

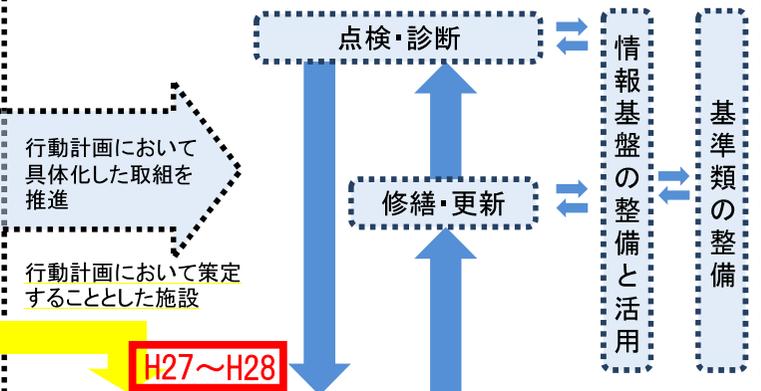
- 対象施設の現状と課題、中長期的な維持管理・更新等のコスト見直し等に照らし、必要性が高いと判断される事項について取組の方向性を具体化

点検・診断	例) 点検未実施の施設を解消
修繕・更新	例) 緊急修繕を完了
基準類の整備	例) 点検マニュアルを見直し
情報基盤の整備と活用	例) プラットフォームを構築・運用
個別施設計画の策定	例) 対象とした全ての施設で計画を策定
新技術の開発・導入	例) 重要な施設の全てでセンサーによるモニタリング
予算管理	例) 個別施設計画に基づき計画的に配分
体制の構築	例) 維持管理担当の技術職員を配置
法令等の整備	例) 維持管理に係る基準を法令で明示

### 6. フォローアップ計画

- 行動計画を継続し、発展させるための取組を明記

＜個別施設計画を核としたメンテナンスサイクルの実施＞



H27~H28

## 個別施設計画

策定主体：各インフラの管理者  
対象施設：行動計画で策定主体が設定

### 1. 対象施設

- 行動計画で個別施設計画を策定することとした施設を対象

### 2. 計画期間

- 定期点検サイクル等を踏まえて設定
- 点検結果等を踏まえ、適宜、更新するとともに、知見やノウハウの蓄積を進め、計画期間の長期化を図り、中長期的なコストの見直しの精度を向上

### 3. 対策の優先順位の考え方

- 各施設の状態の他、果たしている役割や機能、利用状況等を踏まえ、対策の優先順位の考え方を明確化

### 4. 個別施設の状態等

- 点検・診断によって得られた各施設の状態について、施設毎に整理

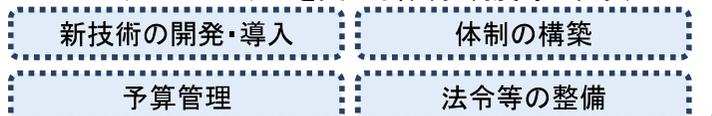
### 5. 対策内容と実施時期

- 各施設の状態等を踏まえ、次期点検・診断や修繕・更新等の対策の内容と時期を明確化

### 6. 対策費用

- 計画期間内に要する対策費用の概算を整理

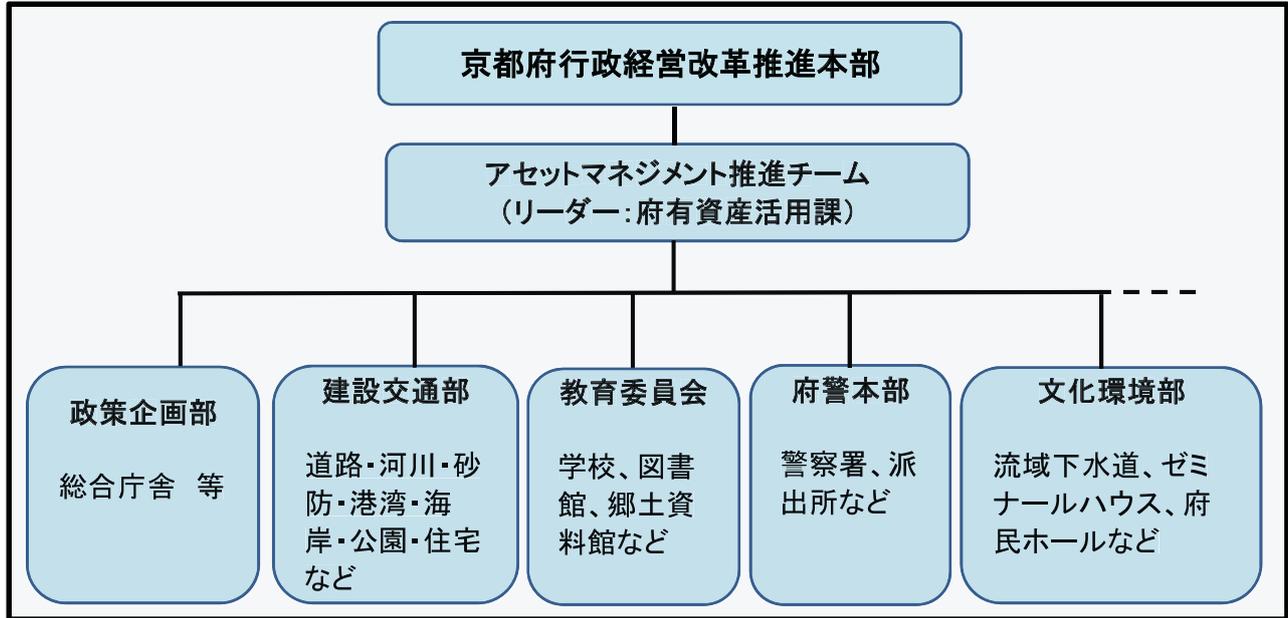
＜メンテナンスサイクルを支える体制・制度等の充実＞



# 京都府における公共施設老朽化対策 検討状況

京都府では、全庁的な取組体制としてアセットマネジメント推進チームを組織し、平成28年度を目処に、すべての公共施設を対象に「公共施設等総合管理計画」を策定することとし、検討を進めている。

## ■ 京都府における検討体制



## 京都府における代表施設及び所管部署

所管部署	主要施設
総務部	京都府庁1号館、2号館、3号館、自動車税管理事務所 他
政策企画部	総合庁舎(峰山、宮津、舞鶴、綾部、福知山、園部、亀岡、田辺、乙訓)、保健所(丹後、中丹東) 他
文化環境部	ゼミナールハウス、植物園、総合資料館、体育館、流域下水道(桂川右岸、木津川、木津川上流、桂川中流、宮津湾)、府営水道事務所、丹後海と星の見える丘公園、洛西浄化センター公園 他
健康福祉部	総合社会福祉会館、保健環境研究所、児童相談所(宇治、福知山)、家庭支援総合センター、淇陽学校、こども発達支援センター、視力障害者福祉センター、舞鶴こども療育センター 他
商工労働観光部	京都府産業支援センター、計量検定所、勤労者福祉会館(城南、丹後、山城、口丹波、舞鶴、中丹)、常用身体障害者高等技術専門校、陶工高等技術専門校、京都高等技術専門校、福知山高等技術専門校 他
農林水産部	山城土地改良事務所、農業大学工、畜産センター、丹後農業研究所、森林技術センター、家畜保健衛生所(丹後、中丹、南丹、山城)、林業大学校、府民の森ひよし、野鳥の森、洛西散策の森、水産事務所 他
<b>建設交通部</b>	<b>【本委員会検討対象施設】</b> 橋梁、舗装、トンネル、法面・擁壁、港湾、海岸、河川護岸、排水機場、ダム、砂防施設、急傾斜崩壊防止施設、地すべり防止施設、公園施設、府営住宅 他
教育庁	府立高校(46校)、盲学校、聾学校、支援学校(9校)、総合教育センター、府立図書館、青少年自然の家、郷土資料館、埋蔵文化財センター 他
府警本部	京都府警察本部、警察学校、鉄道警察隊、運転免許試験所、警察署(25警察署)、交番、駐在所 他

建設交通部インフラ長寿命化行動計画(案)  
基本方針

# I 基本方針

## 1 はじめに

府民生活や社会経済活動の基盤であるインフラは、時代とともに変化する社会の要請を踏まえつつ、利用者や第三者の安全を確保した上で、必要な機能を確実に発揮し続けることが求められているが、近年、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラの高齢化が進展し、道路や河川等、社会インフラの老朽化対策は全国的な課題となっている。国土交通省においては、平成24年12月2日に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故を契機として、平成25年を「社会資本メンテナンス元年」と位置づけ、「社会資本の維持管理・更新に関し当面講ずべき措置」をとりまとめ、維持管理分野へ大きく舵が切られたところである。

京都府においては、幸い、現在までに施設の老朽化に伴う大規模事故は発生していないが、大規模補修や更新の目安となる建設後50年以上を経過する道路橋の割合が、現在の約15%から、20年後には約50%となるなど、全国的傾向と同様、施設の高齢化が加速度的に進展する見込みであり、施設の老朽化対策は本府においても喫緊の課題である。

このような状況の中、今後の府政運営の指針として、「明日の京都(だれもがしあわせを実感できる希望の京都を目指して)」の「中期計画」の改訂を進めているところであり、「府民安心の再構築のため、安心安全に係る社会資本を適切に維持すること」を基本目標に掲げるとともに、「道路、河川等のインフラや災害発生時の防災拠点となる庁舎、府立学校、警察署等について、アセットマネジメントによる中長期的な視点で、それぞれの施設の現状と環境に応じた総合管理計画を策定するとともに、市町村の計画策定を支援する」という具体方策を掲げ、府全体での取り組みを進めていくこととしている。

道路、河川、港湾、住宅等、社会インフラの大部分を所管する建設交通部においては、他部局との連携を密にしつつ、国において、平成25年11月29日に決定された「インフラ長寿命化基本計画」や平成26年5月12日に決定された「国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)」を参考として、京都府建設交通部におけるインフラ長寿命化計画(行動計画)を策定する。さらに、行動計画を踏まえ、道路、河川、港湾、住宅等、各施設の個別施設計画を策定し、アセットマネジメントによるメンテナンスサイクルを確立し、戦略的な維持管理・更新等に取り組むことにより、府民の安心・安全の確保、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化等を推進する。さらに、体制等の問題から、円滑な点検・補修が困難な小規模町村への支援についても積極的に取り組むこととする。

## 2 計画目標

京都府建設交通部においては、施設老朽化に起因する災害・事故の根絶を目指し、維持管理・更新に係るトータルコストの削減と予算の平準化、メンテナンス体制の強化を図り、総合的かつ一体的なインフラマネジメントの実現を目指す。

### (1) 施設老朽化に起因する災害・事故の根絶

京都府建設交通部においては、道路、河川、港湾、砂防、住宅等、多種多様で膨大な施設を所管しており、これらの中には、設置年代も把握できていない古い施設も存在する。現時点で、施設の老朽化に起因する事故事例はないが、老朽橋梁の落下やトンネルのコンクリート片の飛散等は、道路利用者を巻き込んだ大事故に繋がる恐れもある。また、京都府では、平成24年の京都府南部豪雨災害、平成25年の台風18号災害、本年8月の大雨災害等、連続して激甚災害が発生しており、河川護岸等、構造物の劣化は、出水時の破堤や道路法面崩壊等、大災害を招く可能性もある。さらに、南海トラフ巨大地震等、大規模地震に対する備えも重要である。

インフラ長寿命化計画策定を契機に、今後、京都府建設交通部全ての施設を対象に、点検・診断・修繕・更新のメンテナンスサイクルを確立し、安心安全に係る社会資本を適切に維持することで、施設老朽化に起因する災害・事故の根絶を目指す。

### (2) 維持管理・更新等に係るトータルコストの削減と予算の平準化

道路橋では、建設後50年以上経過する橋梁の割合が現在の約15%から20年後には約50%となるなど、全ての施設で高齢化が加速度的に進展する見込みである。厳しい財政事情の中、施設更新に十分な更新費用を確保することは困難な状況であり、予防保全やきめ細かな点検による適切な施設管理により、社会資本の長寿命化とトータルコストの削減を図るとともに、施設間の投資調整により、メンテナンス予算の平準化を図り、予算面においても実現可能性のあるメンテナンスサイクルを確立する。

### (3) インフラメンテナンス体制の強化

これまでの建設生産システムは、受発注者双方が施設の新設に重点を置いた体制となっているが、今後、インフラの維持管理・更新等を総合的に進めるため、組織、職員配置等、メンテナンス体制の強化を図るとともに、大学等、教育機関とも連携し、京都府技術職員はもとより、メンテナンスの担い手となる民間企業を含めた点検・診断・補修・補強等の技術力の強化を図る。

また、府内市町村においても多様で膨大な施設を所管しており、府民の安心安全を図るためには、管理者の区分なく、京都府内のすべてのインフラの老朽化対策を一体的に進める必要がある。このため、市町村におけるメンテナンスサイクルの構築についても、支援体制の充実を図る。

### 3 基本方針

#### (1)メンテナンスサイクルの確立

建設交通部が管理する膨大な施設には、建設時期、構造形式等の施設諸元や老朽化の進展状況等、適切な維持管理に必要な情報が不足している施設も存在する。また、インフラは利用状況や周辺の自然環境等により、劣化や損傷の進行が施設毎に異なり、その状況は時々刻々と変化している。このため、各施設の特性に応じた点検と診断を実施し、計画的な修繕等を実施して記録、蓄積する体系的なメンテナンスサイクルを確立する。

#### ①施設点検計画等の策定による体系的な点検の実施

点検頻度や点検内容等を規定した点検計画、点検マニュアル等を策定し、日常点検から定期点検まで、体系的な施設点検を実施する。特に、定期点検においては、劣化・損傷の程度や原因を把握するとともに、劣化・損傷が進行する可能性や施設に与える影響、修繕方法等の診断を実施する。また、膨大な施設の点検を一律に実施することは非効率であり、施設の役割や地域環境、老朽化の状況や利用状況等、施設の重要度や現状に応じた点検計画となるよう留意する。

#### ②防災対策等とも連携した計画的な修繕・更新等の実施

個別施設計画において、施設の役割、機能、利用状況等の重要度や予算の平準化にも配慮した対策の優先順位の考え方を明確化した上で、点検・診断結果を踏まえた効率的・効果的な修繕を実施する。修繕工法の採用に当たっては、コストの縮減や工期の短縮に配慮しつつ、新技術を積極的に活用する。

また、インフラがその機能を発揮し続けるためには、経年劣化や疲労に加え、地震や集中豪雨等、災害外力にも耐える必要がある。このため、修繕等の実施と併せ、インフラの防災・耐震性能や、事故に対する安全性能等についても向上を図るなど、効率的・効果的な対策を推進する。

#### ③データベースの構築

情報基盤を活用し、建設時期、構造形式等の施設諸元や点検・診断・補修等の取組を通じて得られた施設の状態や修繕・更新の履歴等を収集、蓄積し、次期点検・診断等に活用するデータベースを整備する。さらに、京都府統合型地理情報システムと統合運用し、総合的なインフラデータベースシステムを構築する。

## (2) 中長期的視点に立ったコスト管理

厳しい財政状況の下、必要なインフラ機能を適切に維持していくため、府民のニーズを的確に把握するとともに、予防保全型維持管理の積極的な採用等により、適切な維持管理・更新等を行い、中長期的なトータルコストの縮減と予算の平準化を図る。

### ① 予防保全型維持管理等の導入

中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストを縮減するためには、インフラの長寿命化を図り、大規模な修繕や更新をできるだけ回避することが重要である。このため、施設特性や安全性、経済性を踏まえつつ、きめ細かな点検や劣化予測等により、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで機能の保持・回復を図る予防保全型維持管理の導入を推進する。

### ② 社会的要請の変化に対する的確な対応

今後、人口減少や少子高齢化の一層の進展が見込まれる中、インフラに求められる役割や機能も変化するものと考えられる。このため、老朽化対策の検討に当たっては、その時点で各施設が果たしている役割や機能を再確認した上で、その施設の必要性を再検討し、必要性が認められない施設については、廃止・撤去を進めるなど、戦略的な取組を推進する。

特に、府営住宅や都市公園等、社会的要請の変遷による影響が大きい施設については、利用者のニーズを的確に把握し、更新等の機会を捉えて質的向上や機能転換、用途変更や複合化・集約化を積極的に推進する。

### ③ メンテナンス予算の平準化と弾力的な予算運用

京都府においても、高度経済成長期に整備された施設が多く、従来の対症療法的対応では、一時期に補修・更新経費が集中する懸念がある。このため、各施設間の投資調整を行い、建設交通部全体としてメンテナンス予算の平準化を図る。

また、従来の道路、河川、港湾、住宅等、分野毎の固定的予算配分を見直すとともに、建設中心の予算体系から、徐々に点検・診断・補修の維持管理中心の予算体系に移行し、安定的なメンテナンス予算の確保に努める。

### (3)メンテナンスサイクル確立のための体制整備

所管施設のメンテナンスサイクルを確立し、適切に維持管理していくため、メンテナンス部門の体制強化を図るとともに、大学等とも連携し、行政の技術者、建設コンサルタント及び建設企業等の技術者の技術力向上に努める。

また、限られた予算や人材を有効に活用するためには、多様な主体との積極的な連携が重要であり、国や都道府県、管内市町村、自治会等との連携を強化する。

#### ①管理体制の強化と職員の技術力向上

点検、診断、修繕、更新等のメンテナンスサイクルを確立するためには、管理体制の強化と職員の技術力の向上が重要となる。このため、従来の建設中心の組織体制から、徐々に点検・診断・補修等の管理中心の組織体制に組織・人員の再配置を行う。また、国や大学等とも連携し、教育・研修制度の充実や資格取得の推奨等、点検や修繕に従事する職員の技術力向上を図る。

#### ②府内市町村の支援

府内市町村には、予算や技術職員の不足等、円滑な点検・補修等の実施が困難な自治体もある。このため、道路メンテナンス協議会アドバイザー会議による技術指導等により、市町村のインフラ長寿命化計画策定を積極的に支援するとともに、府管理施設との点検業務、補修工事等の一括発注、データベースシステムの提供等、府内市町村支援体制の充実を図る。

#### ③担い手の確保・育成

インフラのメンテナンスサイクルを確立し、継続するためには、点検・診断等の担い手となるコンサルタント及び修繕工事等の担い手となる建設企業においても、技術者の養成や新工法等の習得が不可欠となる。このため、国や大学等とも連携し、研修の実施や資格取得の推奨等、コンサルタントや建設企業における技術者の技術力向上を図るとともに、点検、修繕工事等に関する入札契約制度においても、これらの技術者を評価する制度を導入する。

#### ④管内市町村・自治会等との連携

インフラの現状把握には地元の情報が不可欠であり、地元市町村や消防団、自治会等からの地域に密着した情報を維持管理に活用するシステムを導入する。

建設交通部インフラ長寿命化行動計画(案)  
計画の範囲

## II 計画の範囲

### 1 対象施設

建設交通部が所管する全てのインフラを計画の対象とする。なお、下表では各分野の主な施設、規模等を示しており、各分野又は施設毎の計画（以下「個別施設計画」という。）策定の際、詳細に対象施設を明示するものとする。

分野	主な施設	施設数
道路	橋りょう(2m以上)	2,025橋
	舗装	2,120km
	トンネル	59トンネル
	法面・擁壁	3,067箇所
港湾	港湾	3港
海岸	海岸	58,929m
河川	河川護岸	1,852km
	排水機場等	38箇所
	ダム	2基
砂防	砂防施設	4,214箇所
	急傾斜崩壊防止施設	307箇所
	地すべり防止施設	18箇所
公園	公園施設	13公園
住宅	府営住宅	857棟、14,962戸

### 2 計画期間

行動計画における一連の取組に一定の目途を付ける期間を概ね10年間程度と考え、計画期間末を平成37年度（2025年度）とし、点検結果や事業の進捗などを踏まえ、概ね5年後に見直すことを基本とする。また、平成28年度までに策定することとしている個別施設計画の計画期間についても、行動計画と整合を図ることとする。